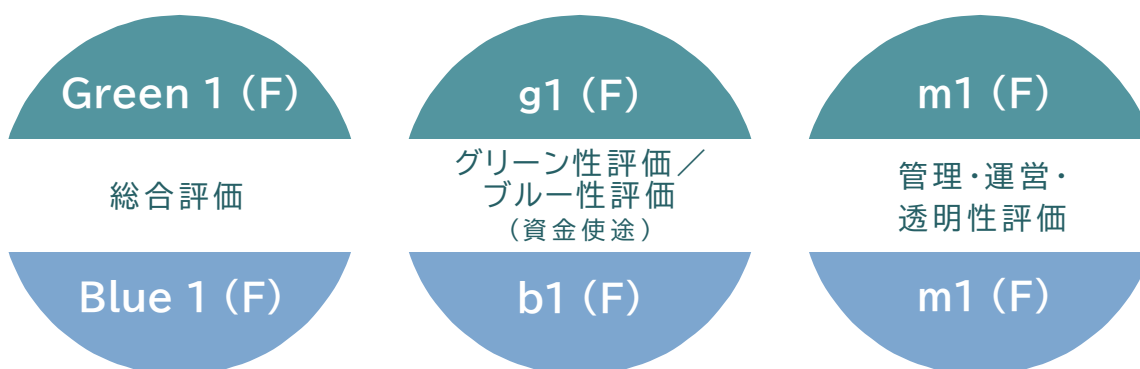


株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーン／ブルーボンド・フレームワーク評価結果を公表します。

岩手県

グリーン／ブルーボンド・フレームワーク

新規



Blue の評価結果については、Green 評価のうち、ブループロジェクトについての評価である。

発行体	岩手県
評価対象	岩手県 グリーン／ブルーボンド・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 岩手県の概要

岩手県は、14市、15町、4村の合計33市町村で構成されており、国勢調査が行われた2020年10月の人口は約121万人と全国の都道府県別人口では第32位に位置する。県土の面積は、約15,275km²であり、北海道に次いで全国2位の大きさである。人口密度については、79.2人/km²であり、全国46位である。

岩手県は、本州の北東部に位置し、東西約122km、南北約189kmと南北に長い楕円の形をしており、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県に接している。秋田県との県境には奥羽山脈、岩手県の東部には北上高地が広がっており、本県の森林面積は1,175,051ha（全国2位）で総土地面積の77%を占めている。その特徴から、木を活用した素材生産量、しいたけ生産量、木炭生産量が多い。また、沿岸部には日本における代表的なリアス式海岸を有しており、静穏海域や水産物の生育に適し

た岩礁に恵まれ、アワビ（全国1位）やサケの漁獲が盛んである。その沖合には世界有数の漁場のひとつである三陸漁場も有する。

▶▶▶2. 岩手県のESGに関する県政及び脱炭素に向けた取り組み

岩手県は、総合計画として「いわて県民計画（2019～2028）」を策定し、基本目標として「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を掲げている。次世代に幸福を引き継ぐためには、自然環境、エネルギー、社会資本、社会制度などを整備し、持続可能な社会をつくる必要があると捉えている。岩手県民における幸福は県民意識調査から特定しており、調査結果から10の分野に整理したものが政策推進の基本方向となっている。また、これまでの復興施策で培われた幸福を守り育てるため、4つの柱を特定している。10の政策分野と復興の4本柱には環境施策が含まれており、県政の中心に環境への取組を据えている。また、岩手県の環境施策の基本的な方向性を示す「岩手県環境基本計画」は、いわて県民計画を環境分野から推進する。施策の展開にあたっては、森・川・海のつながりを意識した取り組み等を進めていくことを企図している。脱炭素に向けた取組として、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で57%削減」を掲げ、岩手県全体で目標達成に取り組む。

▶▶▶3. グリーン／ブルーボンド・フレームワークについて

今般の評価対象は、岩手県がグリーン／ブルーボンドにより調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーン／ブルーボンド・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRでは、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」及び「グリーンボンドガイドライン²」に適合しているか否かの評価を行う。加えて、本フレームワークのブループロジェクトについては、ブルーファイナンスガイドライン³、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の持続可能なブルーエコノミーファイナンス原則⁴等を踏まえ JCR が作成した評価手法に則り、ブルーファイナンスとしての適格性評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

岩手県は、環境基本計画で示した横断的施策と環境分野別施策の中から、下図の通り本フレームワークの適格クライテリアを設定した。気候変動に対する緩和・適応策に加え、海洋資源保全を企図した森・川・海を一体として捉えた整備を本適格クライテリアとしている。具体的には、海洋生態系に対する栄養補給源である森林の保全、水産資源維持・回復のための藻場整備、持続可能な漁業のための漁港関連施設の整備などが海洋保全のための資金用途として特定されている。

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

³ IFC Guidelines for Blue Finance 2022
https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/industry_ext_content/ifc_external_corporate_site/financial+institutions/resources/guidelines-for-blue-finance

⁴ UNEP FI Sustainable Blue Economy Finance Principles
<https://www.unepfi.org/blue-finance/the-principles/>

横断的施策・環境分野別施策と関連する本フレームワークの適格プロジェクト	
横断的 施策	1 地域資源の活用による環境と経済の好循環
	再生可能エネルギー、エネルギー効率、生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理（公園整備、高度衛生管理に対応した漁港施設の整備、水産高校実習船の整備、水産技術研究施設整備、林道・荒廃森林の整備）
	2 自然と共生した持続可能な県土づくり
	クリーン輸送、汚染防止及び抑制（下水道関連の整備）、気候変動への適応
	3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現
エネルギー効率	
環境 分野 別 施策	1 気候変動対策
	再生可能エネルギー、エネルギー効率、クリーン輸送、生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理（荒廃森林の整備）
	2 循環型地域社会の形成
	汚染防止及び抑制（不法投棄現場再生）、生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理（高度衛生管理に対応した漁港施設の整備）
	3 生物多様性の保全・自然との共生
	生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理（公園整備、藻場整備、漁場内ガレキ撤去、水産技術研究施設整備、林道・荒廃森林の整備）、気候変動への適応（砂防関連事業）
	4 環境リスクの管理
	汚染防止及び抑制（大気汚染監視施設整備、下水道関連の整備）
5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進	
再生可能エネルギー、クリーン輸送	

また、JCRは、本資金使途のブループロジェクトは、IFCのガイドラインを参照して策定したJCRグリーンファイナンス評価手法に定めるブルーファイナンスとしての要件をすべて満たしていることを確認した。

要件1：同資金使途が、IFCのブルーファイナンス領域のうち、「B. 水衛生」、「F. 漁業、養殖業、海産物のバリューチェーン」及び「G. 海洋生態系の回復」のいずれかに該当する。

要件2：同資金使途が、SDGs目標6又は14に関連したターゲット6.3、14.2、14.4、14.cのいずれかに貢献する。

要件3：同資金使途がICMAグリーンプロジェクト分類における「汚染防止及び管理」、「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」及び「気候変動への適応」のいずれかに該当する。

要件4：SDGs目標13に対する想定されるリスクとして、水産高校実習船の稼働による温室効果ガス排出が考えられるが、従来以上の省エネルギー化が見込まれ、リスクに対する対応策がなされる。

要件5：高度衛生管理に対応した漁港施設の整備については衛生品質管理を徹底、水産高校実習船の整備については従来以上の省エネルギー化、混獲対策等、環境への負の影響を適切に管理・緩和している。その他のブループロジェクトは、法令遵守等を徹底しており、同様に適切な対応が行われている。

要件6：本フレームワークは債券発行のためのものであるため、要件6は対象外である。

JCRでは、これらの施策を確認した結果、岩手県が環境・社会的リスクを適切に特定し、回避・緩和策を講じていると評価している。JCRは本フレームワークで定めた資金用途について、環境改善効果が期待されると評価している。

JCRは、資金用途の対象はいずれも高い環境改善効果を有すると評価している。また、プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制およびレポーティングについても適切に構築され、透明性が高いと評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーン債券・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、同評価手法に基づき、本フレームワークのブループロジェクトについては、「ブルー性評価（資金用途）」を“b1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRブルー債券・フレームワーク評価」を“Blue 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーン債券原則」、「グリーン債券ガイドライン」、「ブルーファイナンスガイドライン」及び「持続可能なブルーエコノミーファイナンス原則」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

目次

■評価フェーズⅠ：グリーン性評価・ブルー性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
 - ①グリーンプロジェクトについて
 - ②ブループロジェクトについて
2. ブループロジェクト要件について
3. 環境・社会に対する負の影響について
4. SDGs との整合性について

■評価フェーズⅡ：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズⅢ：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途
【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

岩手県が本フレームワークで資金使途としたプロジェクトは、岩手県の総合計画、環境基本計画等が目指す気候変動緩和・適応及び海洋資源保全・回復等の目標を達成するための重要な施策であり、環境改善効果が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク

本フレームワークに基づく債券は、以下のグリーン適格プロジェクト・ブルー適格プロジェクトに該当するプロジェクトに充当する予定です。なお、グリーン/ブルーボンドを発行する場合は、グリーン適格プロジェクトとブルー適格プロジェクトの両方に資金を充当します。

表 2. グリーン適格プロジェクト

グリーンボンド原則 事業区分	グリーン適格プロジェクト	環境面への便益
再生可能エネルギー	■ 太陽光発電関連設備の導入	■ CO ₂ 排出量の削減
エネルギー効率	■ 県有施設における ● 高効率空調設備の導入 ● 高効率照明の導入 ● その他高効率設備（ポンプ機・キュービクル等）の導入 ■ 信号機の LED 化	■ エネルギー使用量の削減
汚染防止及び抑制	■ 県境不法投棄現場環境再生事業 ■ 大気汚染監視設備整備事業	■ 不法投棄現場の復旧・再生 ■ 良質な大気環境の維持
生物自然資源及び土地利用に係る環境維	■ 国定公園・自然公園等施設整備事業	■ 自然環境の保全

持型管理		
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入 ■ 充電設備等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギー使用量の削減
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川改修事業 ■ 道路環境改善事業（無電柱化・排水性、透水性舗装への改良） ■ 砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水害・土砂災害等の自然災害発生時の被害リスクの軽減

表 3. ブルー適格プロジェクト（グリーン適格プロジェクトでもある）

グリーンボンド原則 事業区分	ブルー適格プロジェクト	ブループロジェクト としての便益
汚染防止及び抑制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 流域下水道事業 ■ 漁業集落における排水施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適切な汚水処理により河川ひいては海洋の水質を維持 ■ 生業と居住が近接している漁業集落居住者の生活及び就労環境が改善
生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 藻場整備 ■ 漁場内のガレキ撤去 ■ 高度衛生管理に対応した漁港施設の整備 ■ 水産高校実習船の整備 ■ 水産技術研究施設の設備整備・修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 漁場における水域環境の改善と生産力の回復による水産資源の増大や、安定供給に貢献 ■ ガレキの撤去により漁場における生態系維持に寄与 ■ 高度衛生管理により、水産物の安全性の向上及び安定供給に貢献 ■ 水産業の将来を担う人材を育成することで、水産資源の持続的な生産や保全に貢献 ■ 調査研究環境の整備により、水産資源の持続的な生産や保全に向けた各種研究の進展を期待

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林道の開設・改良 ■ 水源涵養のため、荒廃森林を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水源となる森林の持続性を保つことにより、栄養分が豊富な水供給の持続性に寄与するとともに、終局的には海洋における水産資源の維持にも寄与（「林道の開設・改良」と「水源涵養のため、荒廃森林を整備」で共通）
<p>生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理</p> <p>気候変動への適応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防波堤、護岸等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高波から漁船等を防護することにより、持続的な漁業生産及び高波被害の防止に貢献

【本フレームワークに対する JCR の評価】

岩手県では、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づき、令和 3 年度から令和 12 年度を新たな計画期間とする「岩手県環境基本計画」を策定している。また、環境基本計画は、後述する「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に関する環境分野の基本的な方向を定める計画としても位置付けられている。環境基本計画は、環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策と環境分野別施策の 2 つの施策領域を設け、2030 年度までに取り組むべき施策の方向を定めている。

図 1：環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策⁵

<p>1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 本県の地域資源を最大限活用することにより、環境を良くして経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという環境と経済の好循環を実現する。</p> <p>2 自然と共生した持続可能な県土づくり 社会経済活動の基盤として、快適でうるおいのある生活環境と豊かな自然に育まれた歴史・文化が共存し、気候変動に対する強靭性を有した持続可能な県土づくりを進める。</p> <p>3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現 人々の日常生活に環境行動が広く浸透し、自然とのふれあいを通じた持続可能なライフスタイル・ワークスタイルによる健康で心豊かな暮らしを実現する。</p>
--

図 2：環境分野別施策⁶

<p>1 気候変動対策</p> <p>2 循環型地域社会の形成</p> <p>3 生物多様性の保全・自然との共生</p> <p>4 環境リスクの管理</p> <p>5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進</p>
--

さらに、いわて県民計画の 10 の政策分野のうち「自然環境」の政策項目に掲げる「地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の形成」及び「岩手県環境基本計画」の「環境分野別施策」の一つである「気候変動対策」を推進するための計画として、「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画（2021～2030）」を策定している。同計画では、「2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 57%削減」を県の目標として掲げ、部門別・施策別にも細かく目標を定めている。本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条において策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けられると共に、気候変動適応法第 12 条において策定するよう努めるものとされている「地域気候変動適応計画」にも位置付けられている。

また、岩手県は、いわて県民計画の実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策をまとめた「第 2 期アクションプラン」を策定している。アクションプランは、

⁵ 出典：岩手県環境基本計画（令和 3 年 3 月）

⁶ 出典：岩手県環境基本計画（令和 3 年 3 月）

「政策推進プラン」、「復興推進プラン」、「地域振興プラン（4 圏域）」、「行政経営プラン」の4つで構成されており、地球温暖化対策実行計画と整合性が図られている。

上記計画のほかにも、後述する「岩手県水産基盤整備方針（2023～2026）」、「いわて汚水処理ビジョン 2017」、「岩手県漁業担い手育成ビジョン（令和 5～8 年度）」、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」などの環境関連計画及び条例を踏まえ、岩手県は本フレームワークにおける資金使途を定めている。

1. プロジェクトの環境改善効果について

①グリーンプロジェクトについて

資金使途 1：再生可能エネルギー

資金使途 1 は、県有施設の屋根・屋上への太陽光発電設備の設置のための資金であり、再生可能エネルギーであるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

岩手県では、県有施設の屋根・屋上に再生可能エネルギーである太陽光発電設備の設置を資金使途の対象としている。再生可能エネルギーは、温室効果ガス（GHG）の排出削減効果を有するクリーンなエネルギーであり、化石燃料等の限りある資源に依存しない。本資金使途により発電した電力は、県有施設での利用を想定しており、地球温暖化対策実行計画で掲げる県の率先的取組の推進による削減の目標「2030（令和 12）年度の本県の事務事業における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 60%削減」に貢献することが期待される。

岩手県は、再生可能エネルギー推定利用可能量は、陸上風力と地熱が全国 2 位、洋上風力が全国 6 位であり、全国 2 位の再生可能エネルギーのポテンシャルを有している。岩手県は、この特徴を最大限に活用できるよう、送配電網の強化を国に働きかけるとともに、再生可能エネルギーにより生成した水素の利活用、太陽光や風力発電等の導入に対する基準づくり等地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進している。そして、東日本大震災津波による大規模な停電等の経験を踏まえ、災害時においても地域内で一定のエネルギーを賄えるよう、自立・分散型のエネルギー供給体制を構築するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を進め、地域経済の活性化につなげることを図っている。また、県有施設で使用する電力を再生可能エネルギー100%の電力で賄う取組(RE100)を推進している。

図 3：岩手県の再生可能エネルギーの推定利用可能量⁷

種 別	推定利用 可能量	全国順位 (1位の県)	算定根拠 (シナリオの概要)
太陽光	7 億 kWh	29 位(東京都)	戸建住宅に3kW, 工場は建築面積に設置係数を乗ずるなど
陸上風力	209 億 kWh	2 位(北海道)	地上高 80m の風速 7.5m/s 以上など
洋上風力	15 億 kWh	6 位(北海道)	地上高 80m の風速 8.5m/s 以上など
中小水力	4 億 kWh	17 位(富山県)	建設単価 100 万円/kW 未満など
地熱	11 億 kWh	2 位(北海道)	法規制にかからない地域で「地域資源密度分布図」より算出など
計	246 億 kWh	2 位(北海道)	

※ 洋上風力は、着床式、浮体式の合計値

出典：総務省「平成 23 年 3 月緑の分権改革推進会議 第四分科会」資料より岩手県作成

「第 2 期アクションプラン」の「政策推進プラン」及び「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画 (2021~2030)」で目標として掲げられている「再生可能エネルギーによる電力自給率」は、現状 38.6% (2021 年度) から、2023 年度 50.9%、2024 年度 51.0%、2025 年度 53.8%、2026 年度 56.2%、そして 2030 年度には 66%となるよう目指している。同様に、「再生可能エネルギー導入量」は、現状の 1,681MW (2021 年度) から、2023 年度 1,966MW、2024 年度 1,981MW、2025 年度 2,081MW、そして 2026 年度には 2,198MW まで増加させることを目標としている。

資金使途 2：エネルギー効率

資金使途 2 は、エネルギー効率の向上を目的として岩手県が実施する、県有施設における高効率設備、信号機の LED 化等への更新である。更新によって 30%以上のエネルギー効率の環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

岩手県は、県有施設における高効率空調設備・高効率照明・その他高効率設備（ポンプ機・キュービクル等）の導入及び信号機の LED 化を資金使途の対象としている。これらは、温室効果ガス排出削減に資する取り組みであり、30%以上のエネルギー効率の改善を適格クライテリアとしている。エネルギー効率の削減率 30%は、グローバルな水準に照らして遜色のないものとなっている。

「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例」(平成 15 年岩手県条例第 22 号) 第 9 条の規定に基づいた「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画 (2021~2030)」は、県の率先取組として施設・設備の省エネルギー化を推進することを掲げている。

地球温暖化対策実行計画で目標として掲げられている「信号機の LED 化率」は、現状 57.8% (2021 年度) から、2023 年度 59.0%、2024 年度 59.6%、そして 2025 年度には 60.2%となるよう目指し

⁷ 出典：第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画 (2021~2030)

ており、本項の資金使途はその目標に貢献する。また、資金使途1と同様、県の優先的取組の推進による温室効果ガス排出削減の目標に貢献することが期待される。

資金使途3：汚染防止及び抑制

資金使途3は、岩手・青森県境で発覚した産業廃棄物不法投棄の現場環境再生及び大気汚染状況を監視するための設備の整備である。これらは不法投棄現場の環境再生、大気汚染の管理が図られることから、環境改善効果を有する。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「汚染防止及び抑制」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

岩手県は、県境不法投棄現場環境再生事業及び大気汚染監視設備整備事業を資金使途の対象としている。

県境不法投棄現場環境再生事業について、産業廃棄物を不法投棄された現場は、青森県田子町と岩手県二戸市に跨る計27万㎡の土地である。当該土地の青森県側で産業廃棄物処分業（中間処理（堆肥化）、最終処分）の許可を受けて事業を行っていた廃棄物処理業者が、中間処理により製造した堆肥偽装物等を不法投棄していたことが発覚し、平成12年に岩手県及び青森県は原因者に対して撤去等を命じる措置命令を下している。しかし、措置を講じる見込みがないと判断し、平成14年度から県が代執行を行うこととしている。

不法投棄された廃棄物には揮発性有機化合物が混合された燃え殻・汚泥、医療系廃棄物等が含まれており、これらによって土壌・地下水が汚染した。県の代執行により廃棄物は平成25年度までに撤去完了し、そして汚染された土壌や地下水の浄化作業も令和4年度に完了し、原状回復している。今後は、原状回復完了の効果を確認し地域の安心感を醸成するため水質モニタリング（令和5年度及び令和6年度）と跡地利活用に向けた取組を進める。岩手県は、事案の教訓を後世に伝える取組を通じ、「第2期アクションプラン」の「政策推進プラン」で掲げられている「産業廃棄物適正処理率」の目標（現状99.8%（2021年度）から2023年度以降100%）を目指している。

大気汚染監視設備整備事業について、具体的には測定局の微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント自動測定機器等の整備を実施する。測定局には一般環境大気測定局（一般局）や自動車排出ガス測定局（自排局）等がある。一般局は、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するために設置された測定局であり、大気汚染防止法第22条に基づいて、都道府県は汚染状況を常時監視することとなっている。自排局は、大気汚染防止法第20条及び第22条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局である。監視により得られたデータを用いて、環境基準の適合状況の判断、濃度上昇に伴う注意報の発令や注意喚起、大気汚染対策の効果の確認等を行う。「第2期アクションプラン」の「政策推進プラン」で目標として掲げられている「大気のPM2.5等環境基準達成率」は、現状100%（2021年度）であり、岩手県はこの達成率を維持していくことを目指している。

「第2期アクションプラン」の「政策推進プラン」で目標として掲げられている「国立公園・国定公園再整備箇所数（箇所）[累計]」は、現状3箇所（2022年度）から、2023年度5箇所、2025年度6箇所、そして2026年度には7箇所となるよう目指しており、本項の資金用途はその目標に貢献する。

資金用途5：クリーン輸送

資金用途5は、公用車への電気自動車・プラグインハイブリッド車の導入資金及び電気自動車充電設備のための資金である。電気自動車の導入等によりCO₂削減が実現するため、環境改善効果が見込まれる。資金用途5は、「グリーンボンド原則」における「クリーン輸送」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金用途のうち、「クリーンな輸送に関する事業」に該当する。

岩手県では、公用車への電気自動車（BEV）・プラグインハイブリッド車（PHV）導入とそれら電動車へ充電するための設備を資金用途の対象としている。PHVに関しては、CO₂排出量が50g-CO₂/p-km（1人あたり1kmあたり）以下である車両を対象としている。

BEVは、バッテリーに充電された電気によって走る車であり、走行時のCO₂排出量はゼロであるため、環境改善効果が高いといえる。PHVは、外部電源から直接バッテリーに充電した電力でモーターを動かす走行と、ガソリン等の化石燃料を使用するエンジンと電気モーターといった異なる複数の動力による走行を兼ね備えている。PHVに関しては、化石燃料を併用するため、環境改善効果の確認が必要である。

国際的なイニシアティブであるClimate Bonds Initiative(以下、CBI)が公表している”Land Transport Criteria”において、国際エネルギー機関（IEA）の2°C目標達成に向けた科学的根拠に基づくデータをもとに、1人あたり1kmあたりCO₂排出量が示されている。その数値は、2025年までのハイブリッド車のCO₂排出量上限50g-CO₂/p-kmとなっている。岩手県は、ガソリン等の化石燃料を併用するPHVを購入する際、対象車種がこの上限値を超えていないか確認する。CO₂排出量の確認にあたっては、国土交通省公表の自動車燃費データ等を活用している。したがって、本適格クライテリアは、ガソリン車を導入する場合に比べ、CO₂排出量削減効果が期待できる。

岩手県は、地球温暖化対策実行計画において、運輸部門におけるCO₂削減に向けた具体的な取り組みとして、次世代自動車への普及促進、モーダルシフトの促進等を掲げている。しかし、岩手県の次世代自動車の保有率は全国と比較して低い水準であることから、次世代自動車の導入促進に向けた取組をより一層強化する必要があると考えている。岩手県は、率先して電気自動車を導入することで、県内の事業者や住民による温室効果ガス排出削減への気運を高めることを図っている。

本項の資金用途は、運輸部門における温室効果ガス排出量の目標（2030年度に2013年度比32%削減）に貢献することが期待される。また、資金用途1及び2と同様、県の率的取組の推進による温室効果ガス削減の目標に貢献することが期待される。

資金使途6：気候変動への適応

資金使途6は、岩手県の気候変動適応計画である「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（2021～2030）」に掲げる「第7章 気候変動への適応策」に資する気候変動適応事業である。岩手県は、気候変動による気象の極端化による災害の増加を想定して適応事業を計画しており、これらの施策によってその災害が未然に防止される見込みであるため、環境改善効果を有すると考えられる。資金使途5は、グリーンボンド原則における「気候変動への適応」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

岩手県は、以下に詳述の通り、国際的なイニシアティブである Climate Bonds Initiative が定めている Climate Resilience Principles で求められる6ステップと同等の手続きを経て、適応事業に取り組んでいることを、JCRは開示資料および岩手県へのヒアリングによって確認した。



「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（2021～2030）」では、気候変動を見据えた適応策について、気候変動適応における7つの分野（農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、県民生活等）とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度と岩手県における地域特性を踏まえて、その影響に対する適応策を特定している。本フレームワークで定める気候変動適応策は、自然災害・沿岸域及び県民生活等の項目に該当する。

図 5：岩手県における適応分野の整理⁹

分野	大項目	小項目	①国の適応計画の影響評価			②本県における影響評価	
			重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度		
農業・林業・水産業	農業	水稲	○/○	○	○		
		果樹	○/○	○	○		
		麦、大豆等（土地利用型作物）	○	△	△	○	
		野菜等	◇	○	△	○	
		畜産・飼料作物	畜産	○	○	△	○
			飼料作物	○	△	△	○
		病虫害・雑草等	○	○	○		
	農業生産基盤	○	○	○			
	水産業	回遊性魚介類（海面漁業）	○	○	△	○	
		増養殖業（海面養殖業）	○	○	△	○	
		増養殖業（内水面漁業・養殖業）	○	○	△	○	
		沿岸域・内水面漁場環境等（造成漁場）	○	○	△	○	
	その他の農業、林業、水産業	野生鳥獣の影響（鳥獣害）	○	○	□	○	
	水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◇/○	△	△	○
河川			◇	△	□	○	
沿岸域及び閉鎖性海域			◇	△	△	○	
水資源		水供給（地表水）	○/○	○	○		
		水供給（地下水）	○	△	△	○	
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	○	○	△	○	
		里地・里山生態系	◇	○	□	○	
		野生鳥獣の影響	○	○	□	○	
	淡水生態系	湖沼	○	△	□	○	
		河川	○	△	□	○	
		湿原	○	△	□	○	
	沿岸生態系	温帯・亜寒帯	○	○	△	○	
		生物季節、分布・個体群の変動	◇	○	○	○	
自然災害・沿岸域	河川	洪水	○	○	○		
		内水	○	○	○		
	沿岸	海面水位の上昇	○	△	○	○	
		高波・高潮	○	○	○		
		海岸侵食	○/○	△	△	○	
	山地（土砂災害）	○	○	○			
	山地（山地災害、治山・林道施設）	○	○	○			
	強風等	○	○	△	○		
	その他共通的な取組	-	-	-	○		
	健康	暑熱	○	○	○		
感染症		○	○	△	○		
その他の健康への影響		◇	△	△	○		
産業・経済活動	産業・経済活動（金融・保険、観光業以外）	エネルギー需給	◇	□	△	○	
		建設業	○	○	□	○	
県民生活等	インフラ・ライフライン	水道、交通等	○	○	○		
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節	◇	○	○	○	
		伝統行事・地場産業等	-	○	△	○	
その他（暑熱による生活への影響）	○	○	○				

また、岩手県は地域における防災の総合的な計画である地域防災計画を策定しており、気候変動適応事業に関連する項目として、風水害予防計画、津波・高潮災害予防計画、土砂災害予防計画等を岩手県の現況を踏まえて策定している。計画には、それぞれの災害に対する岩手県の対応方針が記されている。

【河川改修事業】

岩手県は、本フレームワークにおいて、豪雨等による洪水被害の防止・軽減を図るため、浸水被害が生じるおそれのある河川の河道拡幅や築堤等を資金使途の対象としている。

⁹ 出典：第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（2021～2030）

2°C上昇シナリオ、4°C上昇シナリオに基づく気象庁の予測結果によると、岩手県は1時間30mm以上の激しい雨、1時間50mm以上の非常に激しい雨の年間発生数がいずれも増加することが予測されている。過去には、2013年8月の低気圧による大雨、2016年8月の台風、2019年10月の台風などによる洪水・浸水被害が発生している。このような被害を防止・軽減し、地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するため、岩手県は水系毎に河川整備基本方針と河川整備計画を策定している。基本方針では過去の被害を踏まえて、達成すべき長期的な目標となる計画高水流量、計画高水位および川幅などを定め、整備計画では整備の優先性、環境面等を総合的に判断して個別事業を明確にしている。2016年・2019年の台風により浸水被害の生じた小屋畑川においては、2019年の洪水と同規模の洪水に対して、家屋の浸水被害を防止するための河川改修（河道掘削及び河道付替え等）を実施する。

岩手県は、これらの適応策を実施し、2016年の台風で被災した河川の改修を重点的に推進して、河川整備率を現状51.9%（2021年度）から、2023年度52.3%、2024年度52.4%、2025年度52.5%、そして2026年度には52.7%となるよう目指しており、本項の資金使途はその目標に貢献する。また、「近年の洪水災害に対応した河川改修事業の完了河川数〔累計〕」の目標として、2023年度1河川、2024年度2河川、2025年度3河川、そして2026年度には4河川を掲げており、本項の資金使途はこの目標にも貢献する。

図6：2016年8月の台風による久慈川水系浸水被害状況¹⁰



【道路環境改善事業】

岩手県は、本フレームワークにおいて、台風等による風水害の防止・軽減を図るため、道路の無電柱化、透水性舗装、排水性舗装への改良を資金使途の対象としている。

近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレジリエンス強化が求められている。そのような課題に対して無電柱化は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等災害の被害の拡大の防止、安全

¹⁰ 出典：岩手県 二級河川久慈川水系 河川整備計画

かつ円滑な交通の確保に資する。岩手県は、地域防災計画や国土強靱化地域計画等の関係する計画や地域のニーズを踏まえ、対象道路の選定をし、無電柱化を実施していく方針である。また、無電柱化は景観形成・観光振興にも寄与するため、岩手県は無電柱化によって魅力あるまちづくりを目指している。

近年、局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、都市型水害が問題になっている。従来のアスファルト舗装は、雨の場合、浸透せずにアスファルト表面で排水されるため、雨水は路面を流れることになる。そのため、ゲリラ豪雨による道路の冠水の1つの要因になっている。このような課題に対応するため、岩手県は、透水性舗装、排水性舗装を整備する。排水性舗装は、不透水層の上まで雨水が浸透して排水されるのに対し、透水性舗装は、不透水層を設けず最下層まで雨水が浸透する。どちらも道路の表面に雨水を残さない舗装であり、道路の冠水に対して改善効果がある。

【砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業】

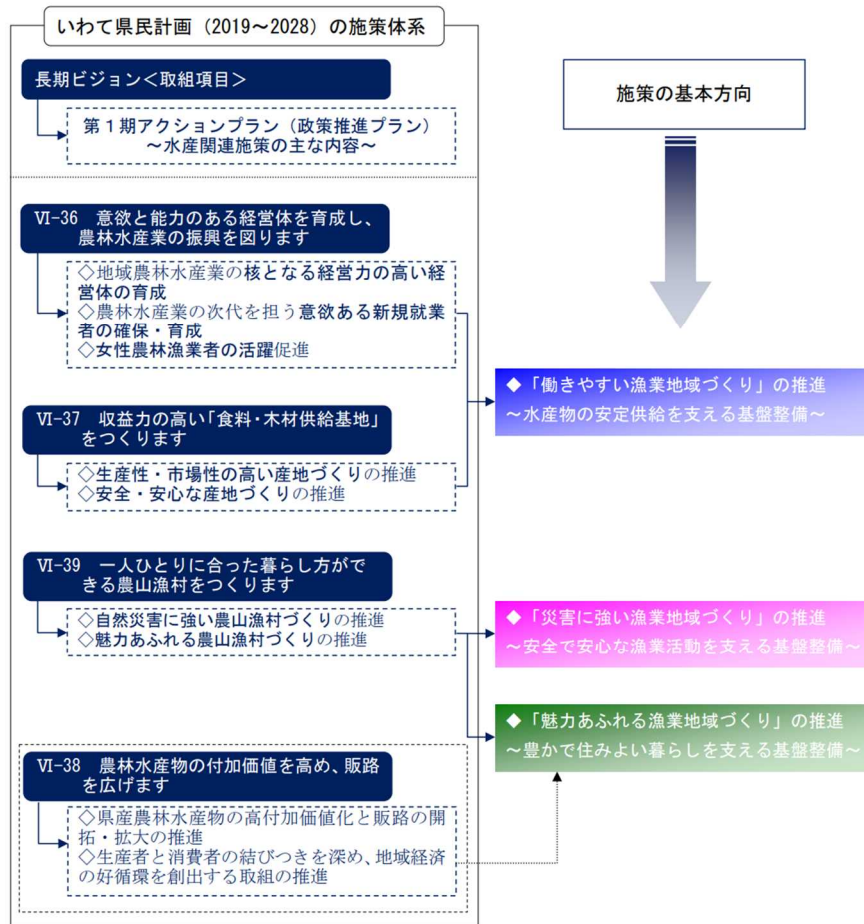
岩手県は、本フレームワークにおいて、台風等による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から地域の安全を確保するため、土砂災害防止施設の整備を資金使途の対象としている。

岩手県は、西側には奥羽山脈、東側には北上高地があり、内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められている。そのため、急峻な地形も多く、土砂災害が起きやすい地域である。過去には、2016年8月の台風、2019年10月の台風などによる土砂災害が発生し、多くの被害が生じている。岩手県は、土砂災害に対する安全度の向上を図るため、これまでの被害状況等を踏まえて砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策施設等の整備を実施し、これらハード対策を資金使途の対象としている。土砂災害防止施設の整備方針として、被災履歴がある箇所、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設や住民の生活・経済を支える道路、電力網などがある箇所を中心に整備していく。

②ブループロジェクトについて

岩手県は、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる水産施策のうち、水産基盤整備にかかる重点取組事項を示すものとして、「岩手県水産基盤整備方針（2023～2026）」を策定している。整備方針の期間については、いわて県民計画第2期アクションプラン(2023年度～2026年度)と整合を図り、令和5年度(2023)～8年度(2026)までの4年間としている。整備方針は、岩手県の水産業における現状を把握するため、漁業担い手の状況、漁業生産の状況、水産流通加工の状況を整理し、これらの状況を踏まえて、3つの基本方向を特定している。

図 7：いわて県民計画と岩手県水産基盤整備方針の連携¹¹



※ 水産基盤整備に関連するものを抜粋

また、岩手県は、森林機能（水源涵養、自然環境保全）の低下や閉鎖性水域の富栄養化に伴う水質の汚濁など、本県の森、川、海を取り巻く環境問題が発生することを危惧している。これらを未然に防止するため、岩手県は「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定し、森、川、海に共通する水を媒介として、流域を一体的に捉える「循環の視点」に立った施策を展開している。岩手県は、森から川を経て海に至る流域において、県民、事業者、県、市町村等が協働・連携し、岩手県の豊かな水と緑を次の世代に引き継いでいくことを目指している。

その他、栽培漁業を計画的に推進するため沿岸漁場整備開発法に基づき策定した「第8次岩手県栽培漁業基本計画」、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生等の内水面漁業の振興に関する指針を示した「岩手県内水面漁業振興計画（第2期）」、水環境の保全及び水資源の確保を目的とした「いわての水を守り育てる条例」等の水産関連計画及び条例を踏まえて、岩手県は本フレームワークにおけるブループロジェクトを特定している。

資金使途 7：汚染防止及び抑制

資金使途 7 は、流域下水道、漁業集落における排水設備の整備のための資金である。整備により河川、海等の水質が保全されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンポンド原

¹¹ 出典：岩手県水産基盤整備方針（2023～2026）

則」における「汚染防止及び抑制」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

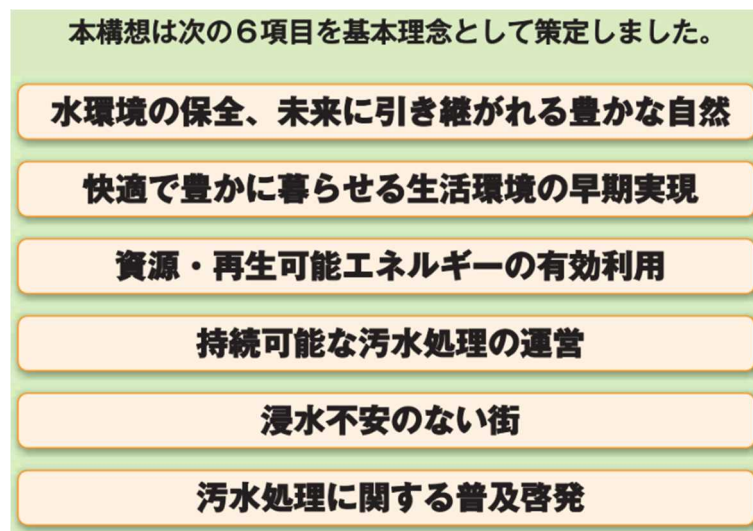
岩手県は、本フレームワークにおいて、河川、海等の公共用水域の水質改善に資する流域下水道及び漁業集落排水施設の整備を資金使途の対象としている。

流域下水道は、2以上の市町村の区域における下水を排除するもので、行政区域にとらわれず広域的に一括処理する方が効果的な場合に採用され、処理場、幹線管渠等は県が建設・管理している。漁業集落排水施設は、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設で、漁村地域の生活環境基盤の整備及び漁業用排水の水質保全に寄与する。どちらも、最終的には下水処理場で汚水を処理し、河、湖沼、海等へ放流するため、それら水域の水質保全に貢献する。

岩手県では、汚水処理施設の整備目標や普及促進等を定めた「いわて汚水処理ビジョン 2017」を平成 30 年 1 月に策定している。ビジョンでは、基本理念の一つに「水環境の保全、未来に引き継がれる豊かな自然」を掲げ、岩手県の豊かな自然、清らかな水と美しい水辺環境を守り継ぐことを目指しており流域下水道もその方針に沿って整備を進めている。

このほか流域下水道においては、再生可能エネルギーの利用として、中川汚水中継ポンプ場で回収した下水熱を周辺ビルで活用する事業や各処理場で消化ガスをガス発電などに活用する事業を行っている。

図 8：いわて汚水処理ビジョン 2017 基本理念¹²



資金使途 8：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理

資金使途 8 は、藻場整備、漁場内ガレキ撤去、高度衛生管理に対応した漁港施設整備、水産高校実習船整備、水産技術研究施設整備、林道整備、荒廃森林整備である。それぞれ、水産資源の保全・回復、持続可能な漁業、持続可能な森林経営、持続可能な自然資源の保全に貢献するものであるため、環境改善効果を有する。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「生物自然資源および土地利

¹² 出典：いわて汚水処理ビジョン 2017

用に係る環境持続型管理]、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

【藻場整備】

岩手県は、本フレームワークにおいて、水産資源の保全・回復のため、藻場の整備（藻場造成に向けたブロック投入）を資金使途の対象としている。

藻場は、幼稚魚の保護育成場、魚類の生息場、餌場、隠れ場などの豊かな生態系を育む機能を有するほか、光合成により海中に溶け込んだ二酸化炭素を吸収するなど環境保全の場としても非常に重要な役割を有しており、水産資源の回復を図るためには藻場の保全・創造を推進することが重要である。岩手県では、近年、冬季の海水温が例年より高めに推移したことでウニ等が活発に活動し、この時期に発芽したコンブ・ワカメ等の大型海藻類の芽を食べ尽くしてしまうことにより藻場が減少し、その影響からアワビの成長不良やウニの身入りの低下等につながることで漁獲量が減少している。岩手県は、アワビ・コンブ等の水産資源の回復・増大に向け、「岩手県藻場保全・創造方針」を策定し、ハード・ソフト一体となった実効性のある効果的な藻場の保全・創造に関する取組の方向性を示している。本項の資金使途は、ハード対策である藻場造成に向けたブロック投入を対象としている。

「第2期アクションプラン」の「政策推進プラン」及び「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（2021～2030）」で目標として掲げられている「藻場造成実施箇所数（箇所）〔累計〕」は、令和3年度をスタートとし、2023年度3箇所、2024年度5箇所、2025年度8箇所、そして2026年度には10箇所となるよう目指しており、本項の資金使途はその目標に貢献する。

【漁場内のガレキ撤去】

岩手県は、本フレームワークにおいて、持続可能な漁業及び水産資源の保全・回復のため、漁場内のガレキ撤去を資金使途の対象としている。

海底に堆積したガレキは、漁業を行う際、漁具を破損、網に入った漁獲物を傷つけるなど、漁業の障害となり、また、生物の生息環境への影響が懸念されている。2011年の東日本大震災により発生した漁場内のガレキは、国からの補助を受けて概ね撤去が完了しているが、その後の台風等により、周辺海域から新たに漁場に流入している。ガレキの撤去は、安定した漁業、海の生態系保全に資する取り組みである。

【高度衛生管理に対応した漁港施設の整備】

岩手県は、本フレームワークにおいて、持続可能な漁業のため、高度衛生管理に対応した漁港施設の整備を資金使途の対象としている。

漁場や養殖場で生産された水産物は、漁港で、種類や大きさによる選別、セリ、梱包といった幾つもの工程を経て、消費地へ出荷される。漁港は、水産物の流通システムの出発点としての役割を果たしている。しかし、風や雨、気温上昇等による水産物の品質や安全性の低下が問題となっている。

岩手県では、消費者に、新鮮で安全な水産物を届けるため、水産物の漁獲から流通、加工までの一貫した衛生品質管理を行う「高度衛生品質管理地域づくり〔IF①HACCP¹³（アイ・エフ・ハサップ）の導入・普及〕」に取り組んでいる。この取組みは、「漁船」・「魚市場」・「水産加工場」の各段階における衛生品質管理の高度化を図るとともに、漁獲から流通、加工までの衛生品質管理が一貫したサプライチェーンの構築に向け、沿岸市町村と連携しながら、地域の関係者と一緒を進めている。IF①HACCPの認証を受けるためには、適切な衛生管理のほか、工程の中に危険なところが無いか審査される。

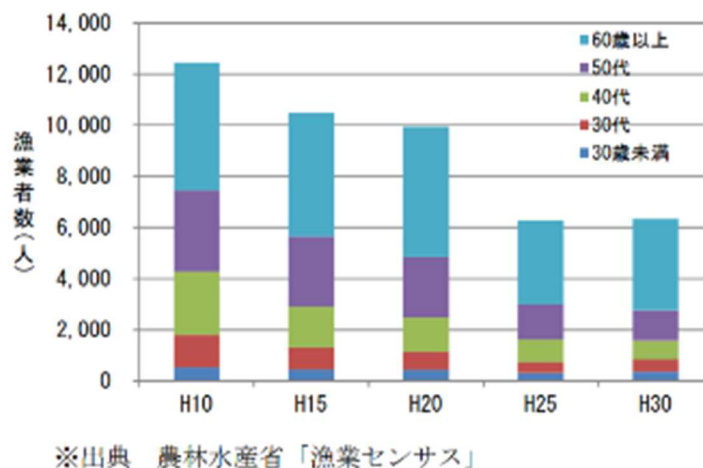
岩手県の太田名部漁港（普代村に位置する県管理漁港）においては、閉鎖型の荷さばき所を整備するとともに、臨港道路、用地等を整備する。閉鎖型の荷さばき所は、温度を一定に保つことができ、水産物の衛生管理に対応する。臨港道路は陸揚げ後の漁獲物を迅速に流通させ、用地はフォークリフトの錯綜を解消させ、流通の効率化及び事故防止に資する。県管理漁港において、荷さばき所等の上物は村が整備し、その他の岸壁、防波堤、臨港道路、用地等の下物については県が整備する。岩手県は、本項目において、県管理漁港の下物の整備を資金使途の対象としている。

【水産高校実習船の整備】

岩手県は、本フレームワークにおいて、持続可能な漁業のための県立学校共同実習船の代船建造を資金使途の対象としている。

岩手県の漁業就業者数は、1978年には2万人を超えていたが、2018年（H30）は6,327人となり、この40年間で3割程度まで減少している。特に、東日本大震災後の2013年（H25）は、2008年（H20）に比べ、6割程度に減少したが、その後は横ばいで推移している。また、漁業就業者の高齢化が進行し、60歳以上の構成比は2008年（H20）以降、過半を占めている。漁業経営体数についても、漁業就業者数と同様の傾向にあり、1973年に約1万あった経営体数は2018年では3,406経営体と、この45年間で3割程度まで減少している。

図 9：岩手県 漁業就業者の推移¹⁴



¹³ 食品の製造工程中で食品事故の原因となるような危険なところを予め分析し、特に重要な点を重点的に管理する『HACCP』の考え方をもとに、漁獲から流通、加工までの取り組むべき衛生管理手法のことであり、各段階で導入することにより、地域が一体となって安全・安心で高品質な水産物の供給を目指している。

¹⁴ 出典：岩手県水産基盤整備方針（2023～2026）

このような課題に対応するため、岩手県は「岩手県漁業担い手育成ビジョン（令和 5～8 年度）」を策定し、市町村や漁業関係者と連携して、岩手県漁業の将来を担う人材を確保・育成していくための指針を示している。数値目標の「新規漁業就業者数（人）」は、いわて県民計画の政策推進プランにおいても、同様の目標が掲げられている。

岩手県漁業担い手育成ビジョン（令和 5～8 年度） 基本目標¹⁵

- ① 本県漁業の魅力を広く情報発信し、多様な人材を地域の内外から受け入れ、地域が一体となって、次代を担う意欲ある漁業就業者を確保・育成していくこと。
- ② 海洋環境の変化、新型コロナウイルス感染症の流行などによる社会経済情勢の変化、ICT等の技術の進歩、労働環境の改善など、様々な変化に適応した、地域漁業の中核となる強い経営体質の漁業経営体を育成していくこと。

図 10：岩手県漁業担い手育成ビジョン（令和 5～8 年度） 目標値¹⁶

項目	現状値	目標値			
	R3	R5	R6	R7	R8
いわて水産アカデミーの修了生数（人）[累計]	20	37	45	53	61
新規漁業就業者数（人）	47	50	50	50	50
中核的漁業経営体数（経営体）	277	287	292	297	302

水産系高校は、水産業を学ぶ教育の場として、重要な役割を担っている。地域漁業の関係者は水産系高校との連携を深め、情報を共有することにより、地域ぐるみで卒業生の漁業就業を支援している。岩手県は、次代を担う意欲ある新規漁業就業者の確保・育成のため、建造から 23 年経ち、老朽化した県立学校共同実習船りあす丸の代船建造を行うことで支援していく。

実習船りあす丸は、マグロ延縄漁業の実習を行っており、ハワイ近辺の日付変更線付近の遠洋で漁労実習活動を行う。りあす丸は、国際自然保護連合（IUCN）レッドリストに記載された種を漁獲しておらず、混獲された魚類等は魚種によって製品化・再放流を行っており、持続可能な漁業慣行を守って運営されている。

よって、本項の資金使途は、漁業就業者の確保に繋がり、持続可能な漁業に資するものであると JCR は評価している。

【水産技術研究施設の設備整備・修繕】

岩手県は、本フレームワークにおいて、水産資源の保全・回復、持続可能な漁業のための水産技術センターの設備整備・修繕を資金使途の対象としている。岩手県水産技術センターは、水産分野において、漁場環境から生産・加工・流通、消費に至るまでの一貫した調査研究と普及指導に取り組み、漁業及び水産流通・加工業の発展を支援している。具体的には、秋サケ・アワビ等の増殖に関する研究、主要漁獲対象資源の持続的利用に関する研究、主要湾の低質環境に関する研究等を行っている。

¹⁵ 出典：岩手県漁業担い手育成ビジョン（令和 5～8 年度）

¹⁶ 出典：岩手県漁業担い手育成ビジョン（令和 5～8 年度）

岩手県の主力魚種である秋サケについては、海洋環境の変動等により漁獲量が大きく落ち込んでいる他、サンマは、日本近海での資源分布量が少なく、漁場が遠い場所に形成されたこと、スルメイカは、近年沿岸域に漁場が形成されないことから、漁獲量が大きく落ち込んでいる。特に秋サケに関しては日本において記録的不漁となっている。秋サケは産卵のための河川遡上を必要とするが、近年、回帰尾数が減少している。水産技術センターは、回帰尾数減少の原因解明と回復に向けた対策（海洋環境変化に対応した稚魚の研究）を行っている。JCRは、本資金使途は、水産資源の維持・保全に資するほか、持続可能な漁業に資するものであると評価している。

図 11：岩手県 主要魚種の漁獲量推移（千トン）¹⁷

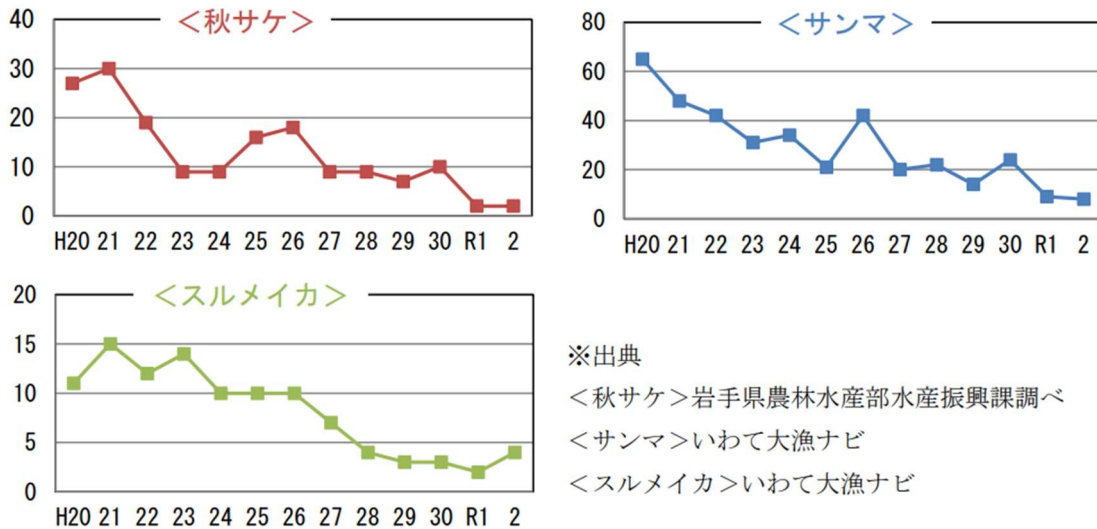
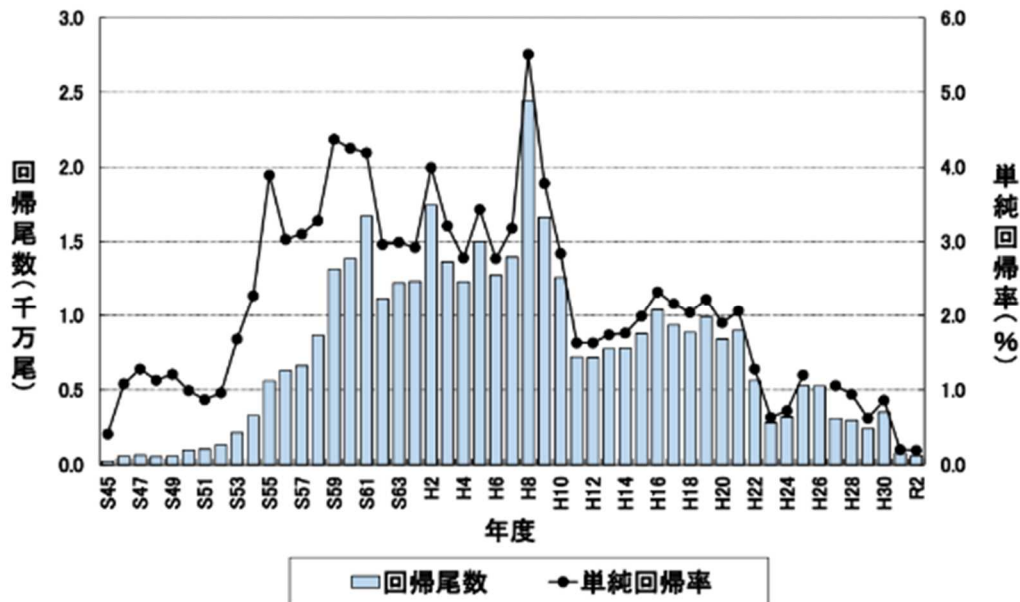


図 12：岩手県 サケの回帰状況¹⁸



¹⁷ 出典：岩手県水産基盤整備方針（2023～2026）

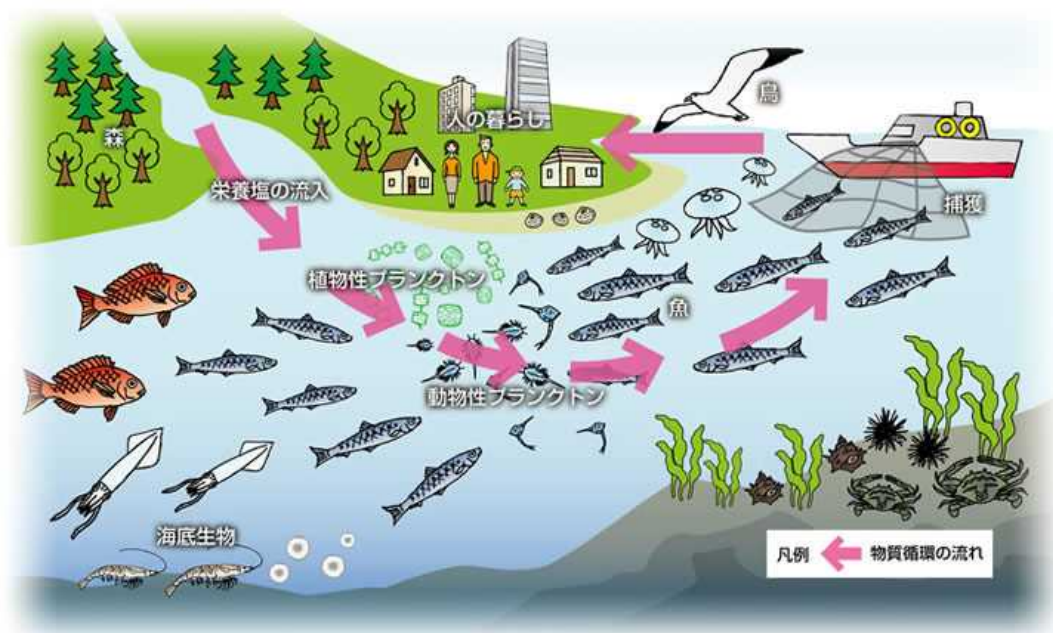
¹⁸ 出典：2020 岩手県水産技術センター年報

【林道の開設・改良】

岩手県は、本フレームワークにおいて、持続可能な森林経営のための林道の整備を資金使途の対象としている。

岩手県は、森林面積が広大な県土の約8割を占め、奥羽山脈や北上山地といった急峻な立地条件から、適切な森林管理を行う上で、大きなハンデを背負っている。森林へのアクセスを目的とした林道が整備されることにより、造林、間伐等の森林整備が促進され、森林を健全な状態に保つことができる。また、造林、間伐等の森林整備を行うことは、森林が有する水源涵養機能や土砂流出などの災害防止機能を高めるばかりでなく、二酸化炭素吸収量の増加による地球温暖化防止、生物多様性の保全にも繋がる。したがって、本項の資金使途は、岩手県の温室効果ガス排出削減目標に貢献することが期待される。

図 13：岩手県 森・川・里・海の物質循環¹⁹



また、岩手県は、上述の通り「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定し、森、川、海に共通する水を媒介として、流域を一体的に捉える「循環の視点」に立った施策を展開している。森林は、河川を通じて海と繋がっており、海へ森林の栄養分を供給することで、藻場の育成に繋がり、そして水産資源の維持にも繋がる。条例では各流域で流域基本計画を定めることとしており、計画は森と川と海の保全及び創造に関し、流域の特性に応じた目標及び施策の方向性を示している。本項の資金使途である林道開設は、上記条例及び流域基本計画を推進するものであり、森林の多機能保持に貢献するものだが、特に海洋の資源保全を岩手県としては重視していることから、ブループロジェクトとして分類している。

「第2期アクションプラン」の「政策推進プラン」で目標として掲げられている「林道整備延長(km)〔累計〕」は、現状4,563km(2021年度)から、2023年度4,578km、2024年度4,588km、2025

¹⁹ 出典：環境省ウェブサイト 里海ネット

年度 4,598km、そして 2026 年度には 4,608km となるよう目指しており、本項の資金使途はその目標に貢献する。

【荒廃森林の整備】

岩手県は、本フレームワークにおいて、水源涵養等を目的とした荒廃森林の整備を資金使途の対象としている。

上述の通り、岩手県は、多様な機能を有する森林面積が大きいいため、森林から大きな恩恵を受けている。しかし、森林が荒廃していると、土砂流出による河川の被害のほか、山林由来の養分の供給を通じた魚類等の繁殖の一助とならず、豊かな海、川を育むことが出来ない。岩手県は、持続可能な森林を維持することが、海、川の豊かな生物資源の維持の観点からも重要であると考え、本項の資金使途をブルー適格プロジェクトとして本フレームワークに定めている。

本項の資金使途である荒廃森林の整備は、上記条例及び流域基本計画を推進するものであり、森林の多機能保持に貢献するものだが、特に海洋の資源保全を岩手県としては重視していることから、ブループロジェクトとして分類している。

資金使途 9：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理／気候変動への適応

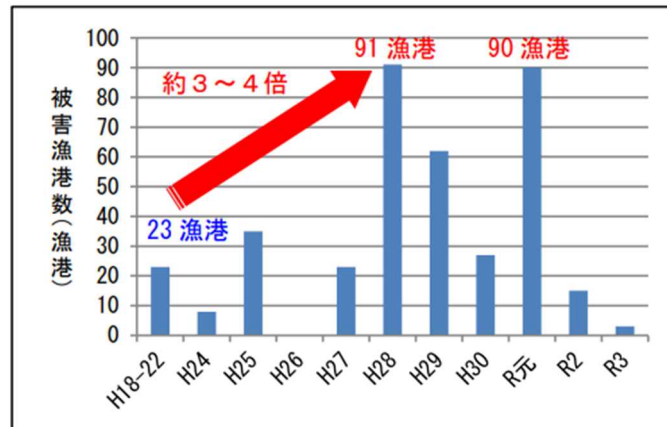
資金使途 9 は、高波による浸水被害防止のための漁港の防波堤、護岸等の整備である。これらの整備は、岩手県の気候変動適応計画である「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画（2021～2030）」に掲げる「第 7 章 気候変動への適応策」に資する気候変動適応事業である。整備によって漁港の浸水災害が未然に防止される見込みであり、持続可能な漁業にも資するため、環境改善効果を有すると考えられる。本資金使途は、「グリーンポンド原則」における「生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理」及び「気候変動への適応」、「グリーンポンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」及び「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

【防波堤、護岸等の整備】

岩手県は、本フレームワークにおいて、持続可能な漁業及び高波による浸水被害防止のため、漁港の防波堤、護岸等の整備を資金使途の対象としている。

近年頻発している超大型台風や急速に発達した低気圧による異常な高波で防波堤倒壊等の被害が発生していることから、高波に備えた漁港の防災・減災機能の強化が必要となっている。各漁港では、過去に被害を受けた時の高波を踏まえて設計波高を設定しており、それに合わせて防波堤等の嵩上げを行っている。防波堤等の整備により、漁港内の浸水被害を防止し、また、安定的な水揚げにも資するため、持続可能な漁業が期待される。

図 14：岩手県 高波による被害漁港数の推移²⁰



「第2期アクションプラン」の「政策推進プラン」で目標として掲げられている「漁港施設の防災・減災対策実施施設数（施設）〔累計〕」は、現状 30 施設（2021 年度）から、2023 年度 38 施設、2024 年度 39 施設、2025 年度 40 施設、そして 2026 年度には 41 施設となるよう目指しており、本項の資金使途はその目標に貢献する。

以上より、資金使途 1～9 はグリーン性を有していると JCR は評価している。

2. ブループロジェクト要件について

資金使途は、IFC ガイドラインを参照して策定した JCR グリーンファイナンス評価手法に定めるブルーファイナンスとしての要件をすべて満たしている。

要件 1: 評価対象となる債券または借入金等により調達される資金が、IFC 及び/又は UNEP FI SBFI 実践ガイドに記載されたブルーファイナンス領域に該当するか。

岩手県が本フレームワークで定めたプロジェクトは、IFC のブルーファイナンス領域のうち、以下の通り該当する。

プロジェクト	ブルーファイナンス領域	(参考) グリーンボンド原則
• 流域下水道事業	B. 水衛生	• 汚染防止及び抑制
• 漁業集落における排水施設の整備	B. 水衛生	• 汚染防止及び抑制
• 藻場整備	F. 漁業、養殖業、海産物のバリューチェーン G. 海洋生態系の回復	• 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理
• 漁場内のガレキ撤去	F. 漁業、養殖業、海産物のバリューチェーン G. 海洋生態系の回復	• 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理

²⁰ 出典：岩手県水産基盤整備方針（2023～2026）

• 高度衛生管理に対応した漁港施設の整備	F. 漁業、養殖業、海産物のバリューチェーン	• 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理
• 水産高校実習船の整備	F. 漁業、養殖業、海産物のバリューチェーン	• 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理
• 水産技術研究施設の設備整備・修繕	F. 漁業、養殖業、海産物のバリューチェーン G. 海洋生態系の回復	• 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理
• 林道の開設・改良	G. 海洋生態系の回復	• 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理
• 水源涵養のため、荒廃森林を整備	G. 海洋生態系の回復	• 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理
• 防波堤、護岸等の整備	F. 漁業、養殖業、海産物のバリューチェーン	• 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 • 気候変動への適応

要件 2：本プロジェクトは、持続可能な海洋経済あるいは水インフラに関連した明確な環境改善効果がある。当該ブループロジェクトは、少なくとも SDGs 目標 6 又は 14 に関連したターゲットの達成に対する貢献度が明らかであるか。

岩手県が本フレームワークで定めたプロジェクトは、SDGs 目標 6 又は 14 に関連したターゲットのうち、以下の通り該当する。ターゲットの詳細は「3. SDGs との整合性について」の通り。

プロジェクト	SDGs 目標	ターゲット
• 流域下水道事業	目標 6：安全な水とトイレを世界中に	6.3
• 漁業集落における排水施設の整備	目標 6：安全な水とトイレを世界中に	6.3
• 藻場整備	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.2
• 漁場内のガレキ撤去	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.2、14.c
• 高度衛生管理に対応した漁港施設の整備	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.c
• 水産高校実習船の整備	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.c
• 水産技術研究施設の設備整備・修繕	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.2、14.4、14.c
• 林道の開設・改良	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.2
• 水源涵養のため、荒廃森林を整備	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.2
• 防波堤、護岸等の整備	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.2、14.c

要件 3：GBP, GLP で示されるプロジェクト分類のいずれかに該当するか。

岩手県が本フレームワークで定めたプロジェクトは、GBP で示されるプロジェクト分類に該当する。該当に関しては、要件 1 に記載の通り。

要件 4：本プロジェクトの実施が他の SDGs 目標（特に 2, 7, 12, 13, 15）の達成に対して深刻なリスクをもたらさないか。

SDGs 目標 13 に対する想定されるリスクとして、水産高校実習船の稼働による温室効果ガス排出が考えられるが、従来以上の省エネルギー化が見込まれ、リスクに対する対応策がなされる。

一方で、SDGs 目標 2,7,12,13,15 それぞれに対して、以下の通り貢献することが期待される。

下水道関連の事業については、「いわて汚水処理ビジョン 2017」において、汚泥、熱エネルギー、水力等の再生可能エネルギーを利活用していく方針を示しており、SDGs 目標 7 に貢献することが期待される。

藻場整備、漁場内のガレキ撤去については、海洋生態系が維持されることで、魚介類が集まり、重要な漁場となる。したがって、持続可能な漁業にも繋がり、SDGs 目標 12 に貢献することが期待される。

高度衛生管理に対応した漁港施設の整備、水産高校実習船の整備については、水産物の漁獲から流通、加工までの一貫した衛生品質管理及び漁業就業者の増加を目的としており、持続可能な生産消費形態及び漁業に繋がるため、SDGs 目標 12 に貢献することが期待される。

水産技術研究施設の設備整備・修繕については、水産資源の増大、効率的な漁業経営、ブルーカーボン等、水産に関して様々な研究をしており、その研究成果は持続可能な漁業及び温室効果ガス排出削減に繋がるため、SDGs 目標 2、12、13 に貢献することが期待される。

林道の開設・改良、荒廃森林の整備については、多面的な機能を有する森林の保全を目的としているため、気候変動対策、陸域生態系回復、持続可能な森林経営に繋がり、さらに、森林からの栄養分が海洋生態系を回復させ、SDGs 目標 13、15 に貢献することが期待される。

防波堤、護岸等の整備については、高潮・高波から漁港を守る取り組みであり、持続可能な漁業に繋がるため、SDGs 目標 13 に貢献することが期待される。

以上から、岩手県が本フレームワークで定めたプロジェクトは SDGs 目標(2, 7, 12, 13, 15)に対して深刻なリスクをもたらさない。

要件 5：環境改善効果が明らかにネガティブな影響を上回っているか（定量化され、比較可能であることが望ましい）。他のグリーン/ブループロジェクトの実施に著しい損害を及ぼさないことが確認されているか。対象事業は IFC Performance Standard や World Bank EHS Guidelines あるいはそれと同等の ESG 基準に準拠して運営が行われているか。UNEP FI SBFI が定める対象除外事業（洋上石油・ガス採掘事業、深海採鉱事業及びその他の非持続可能な慣習が行われていると考えられるセクター）ではない（Minimum Safeguard）か。

高度衛生管理に対応した漁港施設の整備については、IFC HACCP 認証取得を目指しており、持続可能な生産・廃棄物管理を実現し、上記の基準を満たしている。

また、JCR は、水産高校実習船の環境への負の影響について、UNEP FI の”How to finance a sustainable ocean recovery(A practical guide for financial institutions)”の附属書の項目に沿って以下の通り確認した結果、適切に緩和・管理がなされていると評価している。

確認項目	JCR による確認結果
国際自然保護連合 (IUCN) レッドリストに記載された種を漁獲していない。	実習船における漁獲対象の種は、主にメバチマグロ、他にビンナガ、カジキ類である。それぞれ「応急 (VU)」以下のカテゴリーであり、絶滅のカテゴリーではない。
運航にあたり、地域、国内、そして国際的な法規制として求められる規制を遵守している。	<p>【漁獲について】 国内法は漁業法。遠洋まぐろ漁業は大臣許可漁業なので、試験研究等の許可で対応。国際条約等は中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)。漁船登録や漁船監視システムの設置。</p> <p>【運航について】 国内法は船舶安全法、漁船設備規定等に対応した設計の船と各種検査の受検。国際条約等は SOLAS 条約、STCW 条約に対応した設備の追加、保安規定の導入、乗組員の研修派遣で対応。</p> <p>【外地寄港について】 ホノルル寄港に際して米国国内法に対応した NTVRP (非タンカー船舶油濁事故対応計画書) や VGP (船舶に関する環境規制) に適合するための船体改造、民間業者への業務委託で対応。</p>
透明性のある漁業活動にあたり、漁業活動の報告、実習船の登録がなされている (IUU 漁業をしていない)。また、漁獲量の実績は、開示または証拠として追跡可能なものとなっている。	試験研究等の許可に基づき、水産庁資源管理部への漁獲報告、国立研究開発法人水産資源研究所への資源調査等の報告、生体サンプルの提供を行っている。 実習船の登録は、船舶法、漁船法等に基づく各種登録や、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) への漁船登録票の提出を行っている。

	漁獲量の実績は、開示してはいるが、開示請求があれば開示可能なものとなっている。
ダイナマイト漁、シアン化合物漁等の環境破壊となる漁業を行っていない。	実習船は、マグロ延縄漁業のみであるため、環境破壊とはならない。
混獲対策を行っている。	海鳥の混獲防止のため、投縄時は投縄機の使用とトリポール ²¹ とトリライン ²² の設置をしている。
漁獲対象外の種を漁獲した場合、放流、食品ロス防止施策等、対応が行われている。	熱帯マグロ漁場は生産性が乏しいため、基本的に生息魚種が少ないが、サメ類、ミズウオを除く魚類は製品化している。製品化は、生徒が加工から流通までの漁業経営を学ぶことを目的としている。サメ類は船上に揚げず、釣り元を切断して再放流する。ミズウオとウミガメは船上で針を外して再放流する（ウミガメは水産庁の調査要領に従い記録をとってから再放流）。
廃棄、紛失等に対して、適切な漁具の管理がなされている。	枝縄に関する廃棄物は分別の後に船上で焼却して、焼却灰は最初の国内寄港地で陸揚げを行う。「縄切れ」により漁具が流出した場合、ラジオブイからの電波、浮球に取り付けた反射板を頼りに捜索して回収する。したがって、海への放棄はされないため、適切な漁具の管理体制が整っている。
船舶の仕様について、省エネルギー策、再生可能エネルギーの導入等行われている。	農林水産省の「みどりの食料システム戦略」では、2040年目標として漁船の電動化を掲げている。まずは、実用化が進んでいるバス・トラックと出力・エネルギー量が近い養殖等の小型沿岸漁船での検討・開発を行っていくこととしている。その後、本項の資金使途のような大型漁船に応用していく。JCRは、漁船の電動化の技術が未だ確立されていないことから、本件がこれまでより省エネルギー化を図ることで、気候変動に係る負の影響を低減するよう努めていることを以下の通り確認した。 代船は、主機関の性能が現有船より大幅に向上しているため、省エネルギー性が高い。

²¹ 漁船の後ろに棒（ポール）を立て、その先から鳥除けのヒモを流し、鳥が餌のついている漁具に近づけないようにするもの。

²² 延縄の上に張る鳥よけのロープ。

	環境負荷への対応として、新造船では主機関、発電機関の排気ガス系統に脱硝装置の設置を計画している。
船内での活動において、安全面に関する取り組みが行われている。	船内で乗組員、実習生が活動する際は、船員労働安全衛生規則の個別作業基準に応じた保護具の着用を徹底している。漁業実習指導の場面では、生徒に対して乗組員が個別対応することで安全性を確保している。
漁業にあたり、人権侵害は侵されていない。	実習船は漁業を学ぶためのものであり、外国人労働者問題の対象とはならない。
漁業にあたり、ジェンダー問題に関する取り組みが行われている。	女子生徒への対応として、現有船では専用生徒室を1室、衛生区画（トイレ、風呂、洗面所、洗濯機）を配置している。代船では専用室を2室に増やし、衛生区画も含めて廊下に扉を設置して女子専用区画として区分する計画である。したがって、女子生徒の受け入れ体制が整うため、漁業における女性活躍推進に貢献する。

その他のブループロジェクトは、次項「2. 環境・社会に対する負の影響について」に記載の通り、環境への負の影響を適切に管理・緩和しているほか、上述の基準をすべて満たしている。

要件6：ローンの場合、金融機関は UNEP FI の持続可能なブルーファイナンス原則（Sustainable Blue Finance Principles）を遵守している。

本フレームワークはボンド発行のためのものであるため、要件6は対象外である。

以上より、資金使途7～9はブルー性を有しているとJCRは評価している。

3. 環境・社会に対する負の影響について

岩手県では、本フレームワークにおいて資金使途の対象としているプロジェクトが環境にネガティブな影響を及ぼすリスクについて特定を行っている。いずれの事業においても、受注者による安全施工措置等を求め、労働安全面の配慮をしたうえで事業を行うこととしている。また、土木工事においては、受注者の要望等を踏まえ、週休二日工事を取り入れるなど働き方改革も行われている。

JCRは、全ての適格プロジェクトについて、環境・社会に対する負の影響が考慮され、以下の通り適切な対応が行われていると評価している。

適格プロジェクト	ネガティブな影響を及ぼす リスク/対応策
資金使途 1：再生可能エネルギー	
■ 排騒音振動による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる届出の提出 ➢ 必要に応じた環境アセスメントの手続き ➢ 地域住民への十分な説明 ➢ 騒音規制法、振動規制法等の遵守 ➢ 低騒音型・低振動型建設機械の使用
■ 交換前の機器や設備の不適合処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる廃棄手順の徹底
資金使途 2：エネルギー効率	
■ 交換前の機器や設備の不適合処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる廃棄手順の徹底
資金使途 3：汚染防止及び抑制	
■ 排騒音振動による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる届出の提出 ➢ 必要に応じた環境アセスメントの手続き ➢ 地域住民への十分な説明 ➢ 騒音規制法、振動規制法等の遵守 ➢ 低騒音型・低振動型建設機械の使用
■ 交換前の機器や設備の不適合処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる廃棄手順の徹底
■ 廃棄物の排出による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃棄物処理法等の遵守
■ 大気汚染による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法等の遵守 ➢ 排出ガス対策型建設機械等の使用
資金使途 4：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理	
■ 排騒音振動による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる届出の提出 ➢ 必要に応じた環境アセスメントの手続き ➢ 地域住民への十分な説明 ➢ 騒音規制法、振動規制法等の遵守 ➢ 低騒音型・低振動型建設機械の使用
■ 交換前の機器や設備の不適合処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる廃棄手順の徹底
■ 廃棄物の排出による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃棄物処理法等の遵守
■ 大気汚染による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法等の遵守

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 排出ガス対策型建設機械等の使用
■ 生態系への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然公園法、自然環境保全条例等の遵守 ➤ 動植物の生息環境の保全 ➤ 絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施
■ 工事事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全施工措置技術指針に基づいた受注者の工事の徹底
資金使途 5：クリーン輸送	
■ 交換前の機器や設備の不適合処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治体で求められる廃棄手順の徹底
■ 大気汚染による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法等の遵守 ➤ 排出ガス対策型建設機械等の使用
資金使途 6：気候変動への適応	
■ 排騒音振動による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治体で求められる届出の提出 ➤ 必要に応じた環境アセスメントの手続き ➤ 地域住民への十分な説明 ➤ 騒音規制法、振動規制法等の遵守 ➤ 低騒音型・低振動型建設機械の使用
■ 交換前の機器や設備の不適合処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治体で求められる廃棄手順の徹底
■ 廃棄物の排出による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃棄物処理法等の遵守
■ 大気汚染による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法等の遵守 ➤ 排出ガス対策型建設機械等の使用
■ 生態系への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然公園法、自然環境保全条例等の遵守 ➤ 動植物の生息環境の保全 ➤ 絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施
■ 工事事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全施工措置技術指針に基づいた受注者の工事の徹底
資金使途 7：汚染防止及び抑制	
■ 排騒音振動による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治体で求められる届出の提出 ➤ 必要に応じた環境アセスメントの手続き ➤ 地域住民への十分な説明 ➤ 騒音規制法、振動規制法等の遵守 ➤ 低騒音型・低振動型建設機械の使用

■ 交換前の機器や設備の不適合処理による悪影響	➢ 自治体で求められる廃棄手順の徹底
■ 廃棄物の排出による悪影響	➢ 廃棄物処理法等の遵守
■ 大気汚染による悪影響	➢ 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法等の遵守 ➢ 排出ガス対策型建設機械等の使用
■ 生態系への悪影響	➢ 自然公園法、自然環境保全条例等の遵守 ➢ 動植物の生息環境の保全 ➢ 絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施
■ 工事事故の発生	➢ 安全施工措置技術指針に基づいた受注者の工事の徹底

資金使途 8：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理

■ 排騒音振動による悪影響	➢ 自治体で求められる届出の提出 ➢ 必要に応じた環境アセスメントの手続き ➢ 地域住民への十分な説明 ➢ 騒音規制法、振動規制法等の遵守 ➢ 低騒音型・低振動型建設機械の使用
■ 交換前の機器や設備の不適合処理による悪影響	➢ 自治体で求められる廃棄手順の徹底
■ 廃棄物の排出による悪影響	➢ 廃棄物処理法等の遵守
■ 大気汚染による悪影響	➢ 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法等の遵守 ➢ 排出ガス対策型建設機械等の使用
■ 生態系への悪影響	➢ 自然公園法、自然環境保全条例等の遵守 ➢ 動植物の生息環境の保全 ➢ 絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施
■ 工事事故の発生	➢ 安全施工措置技術指針に基づいた受注者の工事の徹底

資金使途 9：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理／気候変動への適応

■ 排騒音振動による悪影響	➢ 自治体で求められる届出の提出 ➢ 必要に応じた環境アセスメントの手続き ➢ 地域住民への十分な説明 ➢ 騒音規制法、振動規制法等の遵守 ➢ 低騒音型・低振動型建設機械の使用
■ 廃棄物の排出による悪影響	➢ 廃棄物処理法等の遵守

■ 大気汚染による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法等の遵守 ➢ 排出ガス対策型建設機械等の使用
■ 生態系への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然公園法、自然環境保全条例等の遵守 ➢ 動植物の生息環境の保全 ➢ 絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施
■ 工事事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全施工措置技術指針に基づいた受注者の工事の徹底

4. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に 健康と福祉を

ターゲット 3.9. 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 4：質の高い教育をみんなに

ターゲット 4.3. 2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。



目標 6：安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.2. 2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
 ターゲット 6.3. 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
 ターゲット 6.6. 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
 ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.2. 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
 ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

目標 14：海の豊かさを守ろう



ターゲット 14.2. 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

ターゲット 14.4. 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

ターゲット 14.c. 「我々の求める未来」のバラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

目標 15：陸の豊かさを守ろう



ターゲット 15.1. 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

ターゲット 15.2. 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

ターゲット 15.3. 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。

ターゲット 15.4. 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス
【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び幹部が適切に関与していると判断している。

1. 目標

岩手県は、総合計画として「いわて県民計画（2019～2028）」を策定している。この計画は、基本目標として「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を掲げ、復興施策で培われた一人ひとりの幸福を守り育てること、また、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会となることを目指している。岩手県は、この目標を実現するため、復興の4本柱と10の政策推進分野を特定している。岩手県は、本フレームワークで示された資金使途は、復興の4本柱の「③なりわいの再生」と10の政策分野の「④居住環境・コミュニティ、⑥仕事・収入、⑧自然環境、⑨社会基盤」に資すると考え、基本目標を推進する取り組みであると捉えている。

より良い復興～4本の柱～²³

①安全の確保 ②暮らしの再建 ③なりわいの再生 ④未来のための伝承・発信

10の政策分野²⁴

①健康・余暇 ②家族・子育て ③教育 ④居住環境・コミュニティ

⑤安全 ⑥仕事・収入 ⑦歴史・文化 ⑧自然環境 ⑨社会基盤 ⑩参画

いわて県民計画を環境分野から推進するため、岩手県は基本方針を定めた「岩手県環境基本計画」を策定している。環境基本計画は岩手県における環境に関する最上位計画であり、本県の他の計画のうち環境関連の事項については、環境基本計画と連携を図りながら取り組むこととしている。環境基本計画は、持続可能な地域社会の構築に向けて、自然資本を活用しながら、「環境」、「経済」、「社会」の一体的向上を目指しており、環境と経済の好循環、自然と共生した持続可能な県土づくり、環境にやさしく健康で心豊かな暮らしを実現することにより、環境面から県民の幸福度向上を目指している。この目標を実現するため、「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と

²³ 出典：いわて県民計画（2019～2028）

²⁴ 出典：いわて県民計画（2019～2028）

「環境分野別施策」の2つの施策領域から、具体的な事業を特定している。これらの施策領域と関連する本フレームワークの適格プロジェクトは以下の通り。

横断的施策・環境分野別施策と関連する本フレームワークの適格プロジェクト	
横断的 施策	1 地域資源の活用による環境と経済好循環
	再生可能エネルギー、エネルギー効率、生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理（公園整備、高度衛生管理に対応した漁港施設の整備、水産高校実習船の整備、水産技術研究施設整備、林道・荒廃森林の整備）
	2 自然と共生した持続可能な県土づくり
	クリーン輸送、汚染防止及び抑制（下水道関連の整備）、気候変動への適応
環境 分野 別 施策	3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現
	エネルギー効率
	1 気候変動対策
	再生可能エネルギー、エネルギー効率、クリーン輸送、生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理（荒廃森林の整備）
	2 循環型地域社会の形成
	汚染防止及び抑制（不法投棄現場再生）、生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理（高度衛生管理に対応した漁港施設の整備）
	3 生物多様性の保全・自然との共生
	生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理（公園整備、藻場整備、漁場内ガレキ撤去、水産技術研究施設整備、林道・荒廃森林の整備）、気候変動への適応（砂防関連事業）
4 環境リスクの管理	
汚染防止及び抑制（大気汚染監視施設整備、下水道関連の整備）	
5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進	
再生可能エネルギー、クリーン輸送	

また、環境基本計画は「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」を推進するものであり、この条例では「環境の恵みは、水、大気、森林等によって構成されている環境が総体として良好に形成されることによって、それぞれの地域で享受されるものであり、環境を守るための地域における行動の積み重ねが地球環境の保全につながるものである。」と記されている。岩手県は、奥羽山脈や北上高地、三陸の海などから大きな恵みを受けており、持続的な恵みとなるためには、森、川、海に共通する水関連の整備が必要と捉えている。この条例の基本理念に則り制定した「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」は、森・川・海の保全及び創造施策を推進するものであり、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、現在及び将来の岩手県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的としている。JCRは、本フレームワークで示されたブループロジェクトは豊富な水産資源を維持していくためのものであり、上記条例と整合的であると評価している。

以上より、グリーン／ブルーボンド発行の目的は、岩手県の掲げる目標や計画と整合的であるとJCRでは評価している。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ I で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

3. プロジェクトの評価と選定プロセス

本フレームワークに基づく債券の発行によって調達した資金を充当するプロジェクトは、総務部財政課が環境面への便益等が認められる候補プロジェクトを選定し、関係各部署等との協議を経て最終決定します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークにおける適格プロジェクトは、資金調達の担当部署である総務部財政課が候補プロジェクトを抽出し、県庁内関係各部との協議を経て、財政課総括課長の承認を経て決定している。

グリーン／ブルーボンドで調達した資金を充当するプロジェクトの決定方法については、総務部財政課が適格プロジェクトとの適合性と地方債同意等基準運用要綱を確認した上で選定し、財政課総括課長の承認を経て決定する。

グリーン／ブルーボンド発行を決定するプロセスとしては、充当プロジェクトの発行後の償還計画等を策定し、知事の承認を経て決定される。

プロジェクトのグリーン性については、県庁内の関係各部によって判断が行われていること、また資金対象となるプロジェクトは庁内のプロセスを経て決定することより、選定プロセスは適切であると JCR では評価している。

なお、岩手県のグリーン／ブルーボンドに関する目標、基準、プロセスについては、本フレームワークをウェブサイト公表することによって投資家に説明されることが予定されている。これより、透明性も高いと JCR は評価している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、岩手県の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

4. 調達資金の管理

地方自治法第 208 条（会計年度及びその独立の原則）に基づき、地方公共団体の各会計年度（毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる）における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てる必要があります。従って、本フレームワークに基づく債券の発行によって調達した資金は、調達した年度中に対象プロジェクトに全額充当されます。万一、未充当資金が発生した場合には、他のプロジェクトに充当されるまで、現金または現金同等物で運用します。

本フレームワークに基づく債券の発行によって調達した資金の各プロジェクトへの充当については、関係各部署等と連携の上、総務部が担当します。具体的には、事業ごとに事業費や起債充当額等を整理した一覧表を作成し、本フレームワークに基づく債券の発行による調達額が対象プロジェクトの金額を超過しないよう、適切に管理します。

会計年度の終了時には、対象プロジェクトを含む本県の全ての歳入と歳出について、執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による審査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して県議会に提出され、認定されることとなります。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

岩手県はグリーン／ブルーボンドによる調達を行った年度中に、適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当する。適格プロジェクトへの資金の充当については、総務部が行い、事業ごとに事業費や起債充当額等を整理した一覧表により充当対象のプロジェクトおよび充当額を管理することとしている。個別のプロジェクトに充当されるまでの間、調達資金は現金または現金同等物の安全性の高い手段で管理されることとなっている。

調達資金の追跡管理については、定期的な財政課総括課長の承認及び県の監査委員による審査を受ける。また、決算関係書類は県議会に提出され認定される。したがって、適切な統制が働くと考えられる。

調達したグリーン／ブルーボンドに関する書類は、償還まで保存されるため、書類の管理も適切である。

以上より、岩手県による資金管理は適切であると JCR では評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、岩手県のレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク（抜粋）

5. レポーティング

本県は、資金充当状況レポーティング及びインパクト・レポーティングを、本フレームワークに基づく債券の発行の実施によって調達した資金が全額充当されるまで本県ウェブサイト等にて年次で開示します。なお、本フレームワークに基づく債券の発行によって調達した資金が、適格プロジェクトに全額充当された年度の翌年度までレポーティングを継続する予定です。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後にプロジェクトに関する計画の変更等、大きな状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

(1) 資金充当状況レポーティング

本県は、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- ・ 調達金額
- ・ 各プロジェクトへの充当金額

(2) インパクト・レポーティング

本県は、各対象プロジェクトの環境改善効果に関する以下の項目について、実務上可能な範囲において開示する予定です。なお、ブルー適格プロジェクトについては、定量指標のみならず、定性的表現にてプロジェクトの実施により創出が期待できる効果を説明します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況に係るレポーティング

グリーン／ブルーボンドによる調達資金の使途は、IR 資料やウェブサイトでの開示を予定しており、事前に投資家に説明される。また、岩手県は、グリーン／ブルーボンドの資金使途の充当状況をウェブサイトにおいて年次で開示を行う予定である。仮に資金使途の充当計画に大きな変更が生じた場合については、その旨の開示も行われる予定である。

以上より、JCR は、資金充当にかかるレポーティングは適切であると判断している。

環境改善効果に係るレポーティング

岩手県では、資金使途の対象事業にかかるレポーティングとして、下表の項目を開示することを予定している。

JCR は、本フレームワークで定めたインパクト指標が、環境改善効果を示すのに適切であると評価した。

グリーン適格プロジェクト	レポーティング項目例
資金使途 1：再生可能エネルギー	
■ 太陽光発電関連設備の導入	■ 推定 CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂)
資金使途 2：エネルギー効率	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 県有施設における <ul style="list-style-type: none"> ● 高効率空調設備の導入 ● 高効率照明の導入 ● その他高効率設備（ポンプ機・キュービクル等）の導入 ■ 信号機の LED 化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 導入箇所数 ■ 推定使用電力削減量 (kWh) ■ 推定 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂)
資金使途 3：汚染防止及び抑制	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 県境不法投棄現場環境再生事業 ■ 大気汚染監視設備整備事業 	■ 整備事業内容・実績
資金使途 4：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理	
■ 国定公園・自然公園等施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備事業内容・実績 <li style="padding-left: 20px;">整備箇所数 <li style="padding-left: 20px;">整備延長 (km)
資金使途 5：クリーン輸送	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気自動車、プラグインハイブリッド車の購入 ■ 充電設備等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 導入件数 ■ 推定 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂)
資金使途 6：気候変動への適応	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川改修事業 ■ 道路環境改善事業（無電柱化・排水性、透水性舗装への改良） ■ 砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備事業内容・実績 <li style="padding-left: 20px;">整備箇所数 <li style="padding-left: 20px;">整備延長 (km) <li style="padding-left: 20px;">整備面積 (ha) <li style="padding-left: 20px;">受益戸数 (戸)

ブルー適格プロジェクト	レポート項目例
資金使途7：汚染防止及び抑制	
■ 流域下水道事業	■ 下水処理量 (m ³)
■ 漁業集落における排水施設の整備	■ 下水処理量 (m ³) ■ 老朽化した漁業集落の排水インフラの整備により、漁業従事者の生活・就労環境が改善され、持続的な水産業の発展が期待されます
資金使途8：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理	
■ 藻場整備	■ 整備箇所数 (箇所) ■ 藻場の造成により、餌場・産卵場の増加に伴う水産資源の回復や藻場による海中の二酸化炭素の吸収が期待されます
■ 漁場内のガレキ撤去	■ 撤去したガレキの量 (t) ■ 東日本大震災津波により海底に流出したガレキが台風等の高波で漁場に流入し、漁業操業や養殖事業の支障となっていましたが、それらの撤去により安定的な水産業の継続が期待されます
■ 高度衛生管理に対応した漁港施設の整備	■ 流通拠点漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合 ■ IF [®] HACCP 認証の取得状況
■ 水産高校実習船の整備	■ 実習船によって実習を行った生徒数 ■ 水産業の将来を担う人材育成 (持続可能な漁法の教育) により、海洋資源の持続的な保全が期待されます
■ 水産技術研究施設の設備整備・修繕	■ 整備・修繕箇所数 (箇所) ■ 気候変動による海洋環境の変化にも対応しうる稚魚に関する研究を実施することで、海洋資源の持続的な保全が期待されます

<ul style="list-style-type: none"> ■ 林道の開設・改良 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備延長 (km) ■ 林道整備により森林へのアクセスや適切な森林管理が可能となり、水源涵養機能が働き、良質な水資源の安定的な供給が期待されます ■ 当該森林から流れる川と、最終的に流れる海域との位置関係
<ul style="list-style-type: none"> ■ 水源涵養のため、荒廃森林を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備箇所数 (箇所) ■ 森林整備により水源涵養機能が働き、良質な水資源の安定的な供給が期待されます ■ 当該森林から流れる川と、最終的に流れる海域との位置関係
資金使途9：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理、気候変動への適応	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 防波堤、護岸等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備箇所数 (箇所) ■ 防波堤、護岸等の整備により、安定的な水産業の継続が可能となり、漁業関係者の就労環境の向上が期待されます ■ 防波堤、護岸等の整備により、荒天時の高波被害の防止が期待されます

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

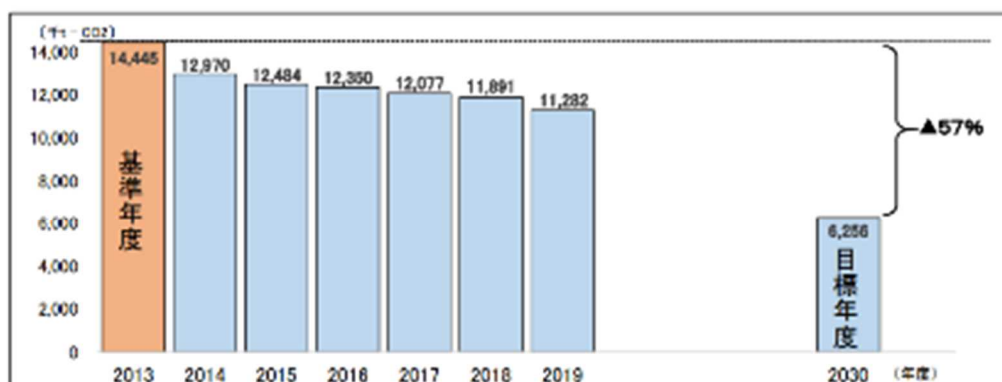
▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、岩手県がサステナビリティに関する問題を県政の重要課題と位置付け、外部の専門家の知見を取り入れてサステナビリティに関する取組を推進していると評価している。

岩手県は、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を目標とした「いわて県民計画（2019～2028）」を策定している。岩手県は、社会が持続的に発展していくためには、次世代にも幸福を引き継いでいけるよう、自然環境、エネルギー、社会資本（インフラ）、社会制度などを将来にわたって持続可能なものとしていくことが必要と捉えている。岩手県は岩手県民における幸福を県民意識調査から特定しており、調査結果から10の分野に整理したものが政策推進の基本方向となっている。復興に関しては、復興道路、津波防災施設の整備、養殖施設の復旧、水産加工施設の再開など取組を着実に進めてきており、これからは4つの柱の方針に沿って、社会資本の復旧整備、主要魚種の不漁、巨大地震・津波への対応などの課題に取り組んでいく。岩手県は、10の政策分野と復興の4本柱に環境面の施策を含めており、県政の中心にグリーンまたはブルーのプロジェクトを据えている。

環境に対する目標として、国が温室効果ガス排出削減目標を46%に引き上げた2021年の翌年度、岩手県は「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（2021～2030）」において、2030年度における岩手県の温室効果ガス排出量を2013年度比で57%削減することを掲げた。この57%という数値目標は、岩手県が新たに削減可能量を積み上げた結果であり、国の目標より野心的なものとなっている。排出削減に向けては、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、多様な手法による地球温暖化対策の推進（森林整備等の吸収源対策、廃棄物・フロン類等対策）に取り組む。

図 15：岩手県 温室効果ガス排出量と削減目標量²⁵



※2014年度以降は、再生可能エネルギー導入・森林吸収による削減効果を含めた排出量を記載している。

²⁵ 出典：第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（2021～2030）

このような脱炭素に向けた目標を達成するためには、部局を横断した連携の強化が必要であることから、その司令塔として県庁内に「CGO（Chief Green Officer：最高脱炭素責任者）」を2023年度から創設し、副知事が就任している。岩手県の政策を脱炭素化に向けて大胆にシフトさせ、環境と成長の好循環、そして人口減少対策に繋げることを図っている。具体的な取り組みとして、県庁内あらゆる部局の政策が脱炭素化に繋がるよう指示、脱炭素に関する知見を有する外部専門人材の活用、脱炭素の知識を有する職員の育成を推進する。

環境基本計画や地球温暖化対策実行計画など環境全般について記した計画については、環境生活部環境生活企画室がとりまとめを担当しており、外部の有識者や国の関係機関等が委員である環境審議会で審議された後、県議会の議決を経た上で決定される。環境審議会は、大気部会、水質部会、自然・鳥獣部会等、分野別に外部の有識者等が出席するため、活発な議論となる。

以上より、JCRでは、岩手県が地球温暖化対策等の環境問題を県政の重要課題ととらえ、県政の方針および具体的な施策を通じて環境問題の課題解決に取り組んでおり、その取り組みは外部の専門家の意見を踏まえて策定された計画をもとに行われていると評価している。

評価フェーズⅢ:評価結果(結論)
Green 1(F) / Blue 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、同評価手法に基づき、本フレームワークのブループロジェクトについては、「ブルー性評価（資金使途）」を“b1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR ブルーボンド・フレームワーク評価」を“Blue 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「ブルーファイナンスガイドライン」及び「持続可能なブルーエコノミーファイナンス原則」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

【JCR ブルーボンド・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ブルー性評価	b1(F)	Blue 1(F)	Blue 2(F)	Blue 3(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)
	b2(F)	Blue 2(F)	Blue 2(F)	Blue 3(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)
	b3(F)	Blue 3(F)	Blue 3(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)	評価対象外
	b4(F)	Blue 4(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)	評価対象外	評価対象外
	b5(F)	Blue 5(F)	Blue 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・任田 卓人

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル